

## 別表1:評価項目及び評価基準

工事名: 国道322号香春大任バイパス3号橋橋梁下部工(P1)工事

分類	評価項目	評価内容	配点	
1. 簡易な施工計画 (7.5点)	コンクリート構造物の品質確保について (7.5点)	橋梁下部工は、コンクリートを主要材料とした重要構造物であるため、コンクリートの運搬、打込み及び養生等の施工時におけるコンクリートの品質確保対策について工夫を述べること。	0.0 ~ 7.5	
2. 企業の技術力 (15.0点)	工事成績評定(注1) (4.2点)	82点以上 79点以上82点未満 76点以上79点未満 73点以上76点未満 73点未満(工事成績なし)	4.2 3.2 2.1 1.1 0.0	
	安全管理の状況(注2) (0.9点)	建設業労働災害防止協会に入会の有無 別に指定する労働災害防止に関する講習の受講の有無	有 0.6 無 0.0 有 0.3 無 0.0	
	若年技術者の採用状況(注3) (0.6点)	当該年度及び直近2年度間(令和4年度以降)に34歳以下の技術者の採用の有無	有 0.6 無 0.0	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点(注4) (2.4点)	主たる営業所の有無(田川県土整備事務所管内)	有 2.4 無 0.0	
	同種工事の施工実績(注5) (0.9点)	鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工新設工事の施工実績の有無	有 0.9 無 0.0	
	福岡県との防災協定に関する状況(注6) (3.0点)	防災協定の締結状況 「防災協定」の締結がない。 防災協定に基づく活動実績の状況 「防災協定」に基づく活動実績がない。	当該事務所との「防災協定」を締結している。 当該事務所以外との「防災協定」を締結している。 当該事務所との「防災協定」に基づく活動実績がある。 当該事務所以外との「防災協定」に基づく活動実績がある。 当該事務所との「防災協定」に基づく活動実績がない。	2.2 1.1 0.0 0.8 0.4 0.0
	施工体制確保の確実性(注7) (3.0点)	受注工事量比率<0.5 0.5≤受注工事量比率<1 1≤受注工事量比率<1.5 1.5≤受注工事量比率<2 2≤受注工事量比率	3.0 2.3 1.5 0.8 0.0	
3. 配置予定技術者の技術力 (7.5点)	同種工事の工事成績評定(注8) (3.0点)	82点以上 79点以上82点未満 76点以上79点未満 73点以上76点未満 73点未満(工事成績なし)	3.0 2.3 1.5 0.8 0.0	
	主任(監理)技術者の保有する資格 (3.0点)	技術士、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士 2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士	3.0 0.0	
	継続教育(CPD)の取組み状況(注9) (1.5点)	各団体推奨単位以上 各団体推奨単位の2分の1以上 上記以外の場合	1.5 0.8 0.0	
	加算点合計 (30.0点)			
4. 施工体制の評価 (1.2点)	施工体制評価点(注10) (1.2点)	低入札価格調査基準比較価格以上で入札 低入札価格調査基準比較価格未満で入札	1.2 0.0	
	合計 (31.2点)			

#### 注1

評価の対象とする工事は、工事種別が土木一式工事で令和3年2月1日から令和6年1月31日の間に完成し、工事成績評定を受けた福岡県発注工事(業者の等級別格付を行う際の主観的事項の評定に用いた全ての工事を対象とする。)とし、成績評定点と最終契約金額の積の合計を最終契約金額の合計で除した値(加重平均値、小数点以下切り捨て)により評価する。特定建設工事共同企業体の工事成績評定は各構成員が同じ成績評定を受けたものとし、最終契約金額は各構成員毎の出資比率を掛けた金額とする。ただし、前記県発注工事において対象工事がない場合は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に完成した国土交通省九州地方整備局発注の工事(全工事種別)を対象とする。

#### 注2

建設業労働災害防止協会の加入は、令和6年3月31日時点における協会加入の有無を評価の対象とする。

労働災害防止に関する講習の受講は、申込期限日において雇用しているもののうち、建設業労働災害防止協会実施の「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」を受講したものと評価の対象とする。

#### 注3

令和4年4月1日以降に34歳以下の技術者を採用し、かつ、申込期限日において3ヶ月以上継続的に雇用している場合に評価の対象とする。

なお、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、建設工事に技術者(監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人又は担当技術者)として従事した経験(採用後に技術者として従事した経験も含む。)を有する者又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者とする。

#### 注4

主たる営業所とは建設業法に規定する主たる営業所のことをいう。

#### 注5

実績工事(様式-8)において、平成21年度以降に、公共工事の元請として完成した鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工新設工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。)が有る場合に評価の対象とする。

鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工新設工事とは、主たる構造が鉄筋コンクリート構造(設計基準強度が21N/mm<sup>2</sup>以上)の橋梁下部工(基礎工のみ、フーチングのみ、パラペットのみの工事は除く。)の工事とする。ただし、維持補修や補強のみの工事は対象としない。

#### 注6

・「防災協定」とは、県土整備事務所(苅田港務所を含む。)と締結する「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」をいう。

・「当該事務所」とは、田川県土整備事務所とする。

・「防災協定の締結」については、申込期限日において「防災協定」を締結している者を評価の対象とする。

・「活動実績」は、令和3年4月1日から申込期限日までに「防災協定」に基づく緊急対策工事の完成した実績がある者を評価の対象とする。

なお、自主活動の実績は評価しない。

#### 注7

受注工事量比率=過去1年間の受注実績÷過去3年間における年度平均受注実績

評価の対象とする工事は、工事種別が土木一式工事で県土整備事務所、苅田港務所、流域下水道事務所発注の工事で総合評価落札方式によって入札を行った工事とする。過去1年間の受注実績とは、令和6年1月18日から令和7年1月17日までに落札した工事の落札額(税抜き)の合計とする。過去3年間における平均受注実績とは、令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に落札した工事の落札額(税抜き)の合計を3で除した金額(小数点以下は四捨五入)とする。ただし、過去3年間の平均受注実績が8千万円に満たない場合は8千円とする。

#### 注8

実績工事(様式-3)において、福岡県発注工事(全ての部局が対象)又は国土交通省九州地方整備局発注の工事で平成31年度以降に完成した、鉄筋コンクリート構造の道路構造物工事又は鉄筋コンクリート構造の河川構造物工事の評定点の高いものを評価する。ただし、以下の場合は1ランク下位の評価とする。

・評価の対象となる実績工事(様式-3)に担当技術者として従事していた場合。

・評価の対象となる実績工事(様式-3)に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事し、その従事期間が主任技術者及び監理技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。

また、以下の場合は2ランク下位の評価とする。

・評価の対象となる実績工事(様式-3)に担当技術者として従事し、その従事期間が主任技術者及び監理技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。

#### 注9

(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)地盤工学会、(公社)土木学会、(公社)日本技術士会が実施したCPDで証明書が期限内のものを評価する。なお、期限については、下記の通りとする。

・(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会にあっては、証明日が申込期限日から半年以内であること。

・(公社)土木学会にあっては、対象期間が申込期限日から1年6か月前までのもので、かつ対象期間が12か月以内であること。

・(公社)地盤工学会にあっては、前年度(4月から3月)分の証明であること。

#### 注10

入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で入札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で入札した場合は加点しない。

※評価の判断は添付資料のみで行い、添付資料の内容によっては評価しないこともある。